新城市鳥獣捕獲許可事務取扱要綱

平成 17 年 10 月 1 日 告示第 9 号

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条の規定に基づく、鳥獣の捕獲又は殺傷(以下「捕獲等」という。)又は鳥類の卵の採取又は損傷(以下「採取等」という。「捕獲等」と合わせ、以下「有害鳥獣捕獲等」という。)の許可(以下「有害鳥獣捕獲等許可」という。)に関する事務のうち、新城市(以下「市」という。)において行う事務処理については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛知県規則第37号。以下「県規則」という。)、愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号)及び愛知県の鳥獣保護事業計画に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(基本的な考え方)

- 第2条 有害鳥獣捕獲等は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下「被害」という。)が現に生じ、又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし外来鳥獣等については、この限りでない。
- 2 有害鳥獣捕獲等の実施に当たっては、被害防除のため迅速かつ有効に実施するよう指導するほか、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な防除対策が講じられるよう指導するものとする。併せて、被害防止の観点から、日頃より人の生活に伴い排出される餌に野生生物が依存し、被害を生じやすくすることがないよう周知するとともに、捕獲等の実施に際しても対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた方法をとることにより、結果として被害の発生の遠因を発生せしめるようなことがないよう指導するものとする。

第3条 (削除)

(許可基準)

第4条 有害鳥獣捕獲等許可に当たっては、法、省令、県規則及び鳥獣保護事業 計画に従うもののほか、特別の事由がない限り別表の許可基準によるものとす る。

(留意事項)

- 第5条 有害鳥獣捕獲等許可に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 銃器による捕獲にあっては、有害鳥獣捕獲等許可を受ける者の狩猟免許の 有無を確認するとともに、使用する銃器の用途として銃砲刀剣類所持等取締 法の規定による許可の有無を確認すること。
 - (2) 捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理させるものとし、 捕獲物の処理方法を申請書に明記させること。

- (3) 捕獲物を利用する場合は、国内で適法捕獲された個体であることを明確にし、違法な捕獲物と誤認されないようにすること。
- (4) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう 指導すること。

(申請書の提出等)

- 第6条 申請者が鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う場合、申請者は鳥獣 捕獲等許可申請書(様式第1)を市に提出しなければならない。また、必要に 応じて以下の書類を添付する。
 - (1) 有害鳥獣捕獲等を行う場所を明らかにした図面
 - (2) 有害鳥獣捕獲等の方法を具体的に明らかにした図面等(銃器を使用する場合は除く。)
 - (3) 2名以上の者が申請する場合にあっては、鳥獣捕獲等許可申請者(従事者) 名簿(様式第7別紙)
 - (4) 依頼により有害鳥獣捕獲等をする場合は、鳥獣捕獲等依頼書(様式第3)
 - (5) その他申請の内容を明らかにするために必要と認める書類
- 2 申請人が国、地方公共団体又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人(以下「法人等」という。)による申請の場合であって、従事者証の交付(「補助者」も含む)を受ける場合は、別途従事者証交付申請書(様式第7)及び鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(様式第7別紙)を提出させるものとする。
- 3 市長は、許可申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、 許可証(様式第2号)及び従事者証(様式第8号)により交付申請をした者に 通知するものとする。

(許可証等の記載)

- 第7条 鳥獣捕獲等許可証(以下「許可証」という。)及び鳥獣捕獲等従事者証 (以下「従事者証」という。「許可証」とあわせ以下「許可証等」という。) の記載は、次により行うものとする。
 - (1) 許可証(様式第2)の記載事項
 - ア番号には、市名を冠する。
 - イ 目的の欄は、別表の区分により「有害鳥獣捕獲(対処捕獲)」「有害鳥 獣捕獲(予察捕獲)」又は「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整」と 記載する。
 - ウ 方法の欄は、具体的に記入する。
 - 例1 「口径10番及びこれより口径の大きいものを除く散弾銃」
 - 例2 「網(ただし、かすみ網は除く。)」
 - エ 区域の欄は、その区域をはっきりと明示する。
 - 例1 新城市一円で省令第7条第1項第7号に示す場所すべてを除く場合 「新城市一円ただし、省令第7条第1項第7号の場所を除く。」
 - 例 2 新城市一円で省令第7条第1項第7号のうち鳥獣保護区のみを含め る場合

「新城市一円ただし、省令第7条第1項第7号の場所(イの場所を除 く。)を除く。」

- 例3 特定の地番で許可する場合 「新城市〇〇〇〇番地内」
- (2) 従事者証(様式第8)の記載事項
 - ア 番号には、市名を冠し、従事者の一連番号を記入する。
- イ 鳥獣等の種類及び数量は、許可証の該当欄の内容と一致させる。 (許可証等の交付等)
- 第8条 許可証等は、申請者に交付するものとする。
- 2 許可証は、許可を受けた法人等が保管し、従事者証は、捕獲に従事させる期間において、本人に所持させるものとする。

(許可証等の携帯)

- 第9条 捕獲を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させるものとする。 (標識の装着)
- 第10条 法第62条第3項に準拠して、使用する捕獲用具(銃器を除く。)ごとに、住所、氏名、許可者、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を、縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を装着させるものとする。

(鳥獣捕獲事業指示書等)

- 第11条 法人等に対する許可の場合は、法人等に対し指揮監督の適正を期する ため、鳥獣捕獲事業指示書(様式第4)を従事者に交付させるとともに、鳥獣 捕獲従事者台帳(様式第5)を整備するよう指導するものとする。ただし、別 表の許可証等交付対象者の4に規定する補助者においては、この限りではない。 (危害の発生防止)
- 第12条 鳥獣の捕獲を実施するに当たっては、捕獲実施者等に対して、次の事項について周知徹底及び指導に努めるものとする。
 - (1) 捕獲に伴う危害の発生防止を図るため、実施に当たっては、必要に応じて 事前に関係地域住民等へ周知させるとともに、万全の措置を講じさせること。
 - (2) 銃器による捕獲の実施に当たっては、実施日時及び区域について、実施の 都度、事前に文書により、地元関係機関等と綿密な連絡を取らせること。 (通知)
- 第13条 市長は、許可をした場合には、鳥獣捕獲許可調書(様式第6)を添え、 愛知県東三河総局長及び新城警察署長並びに鳥獣保護管理員等に通知するもの とする。

(許可証等の返納)

- 第14条 捕獲許可の期間が満了し、又はその効力が失われた場合には、速やか に許可証等を返納させるとともに、捕獲結果についての報告を行わせるものと する。
- 2 許可証等の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図るうえで必要な 資料を得るため、許可証の裏面又は別紙にて、有害鳥獣捕獲等した場所、鳥獣 等の種類、捕獲等又は採取等した数量、性別及び捕獲物の処理の概要等につい ての報告を被許可者に対し求めるものとする。

(許可証等の再交付等)

第15条 許可証等の交付を受けた者が許可証等を亡失、滅失等し、再交付を受けようとする場合は、許可書等亡失届出書 許可証等再交付申請書(様式第9)を提出させるものとする。

(許可の取り消し)

- 第16条 市長は、許可を受けた者が許可基準を満たさなくなった場合、申請書及び提出書類に虚偽の記載等があることが発覚した場合、又は市長が許可を取り消すことが妥当であると認める場合、許可を受けた者に通知した上で、許可を取り消すことができる。
- 2 法人等による申請の場合であって、従事者証の交付を受けている者についても前項の規定を適用し、従事者証の交付を取り消すことができる。

(その他)

- 第17条 市長は、市内の鳥獣保護区、休猟区、自然公園、自然休養林及び風致 地区等の位置を示した図面を整備し、申請者が参照できるようにするものとす る。
- 2 鳥獣捕獲許可事務の取扱いに当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要が生じた場合は、愛知県東三河総局と協議のうえ処理するものとする。

附則

- この要綱は、平成17年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年12月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表(第4条関係)

許可基準

許可証等交付対象者	鳥獣の種類・員数	許可の期間	許可区域	方法
特別の事由がない限り、原則として次のいずれにも該当する者 1 被害者又は被害者から依頼された者であって、新城市に住所を有する者、若しくは、新城市外に住所を有する者で、新城市内において農地等の管理が認められる者、若しくは、その者の所属する公署等が、新城市に所在する者 2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者 3 法第2条第6項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取得者であり、かつ、省令第67条第2項第1号若しくは第2号に該当する者ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、次の場合は許可できる。ア 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないで鳥獣を捕獲する場合。 イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合。 ウ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において小型の箱わな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリアなどの鳥獣を捕獲する場合であって、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認める場合エ 被害を防止する目的で巣の撤去等に伴い、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合 4 法人に対する許可に当たっては、従事者は狩猟免許を有する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合で、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲	被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を 勘案して、必要最小限とする。 なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、 捕獲に従事する者1人あたりの許可数量の上 限を概ね下表右欄に掲げる数量とする。ただ し、希少鳥獣については、必要に応じて個別 に検討するものとする。 鳥獣名 許可数量 ハシボソガラス 50 羽以内 ハシブトガラス 50 羽以内 (ドバト) ヒョドリ 100 羽以内 (網使用の場合は 2,000 羽以内) スズメ 200 羽以内 (網使用の場合は 2,000 羽以内 (網使用の場合は 2,000 羽以内 (網使用の場合は 2,000 羽以内 (網使用の場合は 2,000 羽以内 カワウ 50 羽以内 カワウ 50 羽以内 カワウ 50 羽以内 オンデン 100 頭以内 アクビシン 100 頭以内 マグラ全科 100 頭以内 ネズミ全科(ドブネズ 、クマネズミ、ハ ツカネズミを除く) その他獣類 3 頭以内	.,, .,	1 新城市内であって、被 害の状況及び有害鳥獣の	1 捕獲を考慮し最も適切なも
許可証等交付対象者有害鳥獣捕獲に準ずる。	鳥獣の種類・員数 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るた めに適切かつ合理的な数		許可区域 第二種特定鳥獣管理計画 の区域	8 網の使用に当たっては、大型獣類には使用を 認めない。ただし、緊急の場合は、この限りで はない。 方法
	特別の事由がない限り、原則として次のいずれにも該当する者 1 被害者又は被害者から依頼された者であって、新城市に住所を有する者、若しくは、新城市外に住所を有する者で、新城市内において農地等の管理が認められる者、若しくは、その者の所属する公署等が、新城市に所在する者 2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者 3 法第2条第6項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取得者であり、かつ、省令第67条第2項第1号若しくは第2号に該当する者 ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、次の場合は許可できる。 ア 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において、観いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合。 イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、理いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合。 ウ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において小型の箱わな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリアなどの鳥獣を捕獲する場合で、近端と前獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認める場合 エ 被害を防止する目的で巣の撤去等に伴い、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合 4 法人に対する許可に当たっては、従事者は狩猟免許を有する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合で、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。農地の要件は、経営耕地面積が30アール以上をいう。農地の要件は、経営耕地面積が30アール以上をいう。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。	特別の事由がない限り、原則として次のいずれにも該当する者 1 被害者又は被害者から依頼された音であったが、新城市に作所を有する者で、新城市において農地等の管理が認められる者、者しくは、その者の所属する公署 9 法第4 の条に規定する野猟免許の欠格事由に該当したい者 3 法第 2 条第 6 項に規定する持線免許の欠格事由に該当したい者 3 法第 2 条第 6 項に規定する持定業法による場合は、当該狩猟免許の政事者であり、かつ、省合第 6 7 条第 2 現第 1 号者しくは第 2 号に該当する者 ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、次の場合は許可できる。 ア 項、欄をか他に北に取するもので開達抗た住宅の敷側がにおいて誘惑を使用しないで島服を補便する場合。 イ 農林業施者の別止の目的で農林業者が自らの事業地がにおいて小型の治的な等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリアなどの鳥服を補機する場合。 本 被本体的地でも同めて農林業者が自らの事業地がにおいて小型の治的な等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリアなどの鳥服を補機である場合と、 で、	中別の単地がない取り、原則として次のいずれには最高する者 報告者なり維持者のから確認された者であって、報信市性におい で高速等ので用が認めららる。私もしくは、その者の所属する名音 等が、単議に所在する者 2 法名 10 条に規定する法律とは、注して、法のの者の所属する名音 3 法第 2 実常 6 年 6 年 6 年 8 第 2 実常 1 号素しくは第 2 号 法族 10 条に規定する法律との実施者には第 1 ない者 2 法 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 8 年 7 年 7 年 7	特別の連升がない限り、同間として次かいすればら振生するで 計算者が大型は無常ものに関連した音であって、対数域由に作改を有 する思、差しくは、海波市外に住所を有する者で、解放時に対したな 素が、新水市に所在する者で、解放時に対したな 等が、新水市に所在する者で、解放時に対したな 等が、野水市に所在する者で、解放時に対したな を表し、世界よりを発生する資産機能である。ただ、 、参りの後にかっては、要定はでも内を発生する。ただ、 、参りの後にかっては、要定はでは、一般を表が見からないでは、 、参りの後にかっては、一般を表が見からないでは、 の取得者であり、かつ、名音度67条第2以番1号者しくは第29 に がして、対すながではいては、かからの性質できる。ただ、 用しなで関係性機能であるもので電気になどができる。 ケアに、対理が能を分けいないがには、ため場合は可できる。 ので、対理が能力を持ついては、対理がはないで、他のなな を制で関係と関係がよりを表が見いかする場合は、このは対な を制で関係と関係とないがでは、で、他のなな を制で関係と関係とないがでは、で、他のなな を対して、対すないをは関するかと、他のなな を対して、対すないをは関するかと、他のなな ので、対するがというがでは、対すないをは関するかと、他のなな ので、対するは対するがあり、のででは、対すないをは関するかと、他のが表が がで、対するは対するがあり、のででは、対すな を関係を対して、対するがないが対する。と、他のなな ので、対するがでは、対すないをは関するかと、他のなな ので、対するは対するが、大きな ので、対するがでは、対すないをは関するかと、ないます。 のでは、対するは関するが、で、他のなが ながに、カースをは関するが、で、他のなが ながに、カースをは関するが、で、他のなが ながに、カースをは関するが、で、かったに、対すな があるがでは、対すないます。 があるがでは、対すないます。 があるがでは、対するは、かったに、対すな があるがでは、対するは、かったに、対すな があるがでは、対するは、かったに、対すな があるがでは、かったと、 があるがでは、対すないます。 があるがでは、かったと、 があるがでは、かったと、 があるがでは、かったと、 があるがでは、かったと、 をないまするは、がは、ないます。 があるがでは、かったと、 をないまするは、かったと、 をないまするは、かったと、 をないまするは、かったと、 をないまするは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、かったと、 のいまなないまする。 があるがでは、またと をないますると、 があるがでは、またと をないまする。 があるがでは、またと をないますると、 のとする。 があるがでは、またと をないますると、 のとする。 があるがでは、またと をないますると、 のとする。 があるがでは、またと をないますると、 のとないますると、 のとないますると、 のとないますると、 のとないまする。 があるがでは、またと のとないまする。 があるがないますると、 のとないますると、 のとないますると、 のいますると、 のいますると、 のいますると、 のいまないまする。 があるがでは、またと のなないますると、 のいまないますると、 のいまないまする。 があるがないますると、 のいまないまする。 があるがないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな